

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	1	府省庁名	金融庁
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	NISAの利便性向上等		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） NISAは、家計の安定的な資産形成と経済成長に必要な成長資金の供給拡大を図ることを目的として、平成26年1月より導入された。その後、平成28年1月からは若年層への投資のすそ野を拡大する観点から「ジュニアNISA」が導入されており、また、平成30年1月からは長期の積立・分散投資を強く後押しする観点から「つみたてNISA」が導入された。</p> <p>令和5年度税制改正において、NISAの抜本的拡充・恒久化が実現し、令和6年1月から新しいNISAが開始される予定。</p> <p>・特例措置の内容 NISAの利便性向上等のため、更なるデジタル化を含め、所要の措置を講ずること。</p>		
関係条文	租税特別措置法第37条の14 等		
減収見込額	[初年度] - (-)	[平年度] - (-)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 新しいNISA制度の開始に伴い、手続きの更なるデジタル化を推進すること等により、投資家の利便性を向上させ、NISAの更なる普及・利用促進を図ることで、家計の安定的な資産形成の促進と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性 「資産所得倍増プラン」を受け、昨年の税制改正においてNISAの抜本的拡充・恒久化が実現し、令和6年1月から新しいNISAが開始されること、5年間でNISA総口座数・買付額を倍増させる目標達成に向け、NISAの更なる利便性向上への対応が求められる。</p> <p>また、同プランにおいては、「サービスを提供する金融機関や利用者の負担を軽減する観点から、デジタル技術の活用等により、NISAに係る手続きの簡素化・合理化等を進める。」こととされている。</p> <p>具体的には、金融機関変更時や、口座開設後10年後の顧客の所在地確認の際に書面での手続きが必要となる等、デジタル化が十分に進んでいない手続き等について、更なる改善を図る必要。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本政策Ⅱ 利用者の保護と利用者利便の向上 施策1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p> <p>新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 (3) NISA 制度 ②NISA の手続の簡素化 投資未経験者も含めて、利用者が簡単にNISA を活用できるようにするとともに、サービスを提供する金融機関や利用者の負担を軽減する観点から、デジタル技術の活用等により、NISA に係る手続の簡素化・合理化等を進める。 ③新しい NISA 制度の開始に向けた対応 新しい NISA 制度の開始(来年1月)に向け、非課税保有限度額の管理システムを整備するとともに、8,000 万人の投資未経験者に対し、NISA 制度の周知や、資産形成への関心を喚起する広報活動を強化する。また、制度の利用者への定期的な確認手続にマイナンバーを活用することを検討する。</p>
	政策の達成目標	<p>NISA の普及・利用促進により、家計の安定的な資産形成の促進と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ること。</p> <p>5年間で、NISA 総口座数を3,400 口座、NISA 買付額を56兆円とすること。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	(「政策の達成目標」と同じ)
政策目標の達成状況	<p>口座数：つみたてNISA 783万口座 一般NISA 1090万口座 ジュニアNISA 99万口座 買付額の合計：つみたてNISA 3.2兆円 一般NISA 28.3兆円 ジュニアNISA 0.9兆円 (出典) 金融庁「NISA 利用状況調査」(令和5年3月末時点)</p>	
有効性	要望の措置の適用見込み	全てのNISA 口座開設、顧客の利便性向上につながる。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	要望の措置は、制度の普及や利用促進に資するものであり、家計の安定的な資産形成の促進に有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	要望の措置は制度の普及や利用促進に資するものであり、妥当である。